

【令和3年度第1回農村振興施策検討委員会】

中山間地域等直接支払交付金事業について

- 1 令和2年度の実績について 【P1】
- 2 令和3年度の計画について 【P3】
- 3 棚田地域振興法に係る宮城県の実施について【P4】



宮城県農政部農山漁村なりわい課

1. 令和2年度の実績（見込み）について

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続し、農用地の有する多面的機能を維持・発揮するための制度であり、令和2年の実績（見込み）は以下のとおり。

（1）取組面積等

R3. 2. 1 時点

	R1実績	R2実績見込	増減	対前年度
市町村数	13	13	0	100%
協定数	234	212	▲ 22	91%
取組面積 (ha)	2,314	2,166	▲ 148	94%

○主な増減の理由

- ・協定の廃止（白石市（▲1）、七ヶ宿町（▲1）、仙台市（▲2）、加美町（▲1）、栗原市（▲7）、登米市（▲3）、気仙沼市（▲6）、南三陸町（▲1））
- ・協定の廃止による面積減（白石市（▲6）、七ヶ宿町（▲37）、仙台市（▲9）、加美町（▲4）、栗原市（▲28）、登米市（▲7）、気仙沼市（▲21）、南三陸町（▲14））
- ・協定の見直しによる面積減（角田市（▲11）、丸森町（▲10）、大和町（▲1））
- ・市町村別の実績については別紙のとおり

（2）交付額

（単位：千円）

	R1実績	R2実績見込	増減	対前年度
交付額（総額）	344,720	320,198	▲ 24,522	93%
国費	167,453	154,295	▲ 13,158	92%
県費	88,633	82,952	▲ 5,681	94%
市町村費	88,634	82,952	▲ 5,682	94%

・通常地域：「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎法」、「離島振興法」の指定地域

負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4

・県特認地域：通常地域以外で4法指定地域に地理的に接する農用地など

負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3

○主な減少理由

- ・取組面積の減少による減

（3）活動実績

①担当者会議、支援研修会等の実施

i) 市町村担当者会議

・令和2年6月12日

- ・市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に、事業説明や会計検査院の動向等について説明。

・参加者：35名

ii) 協定活動支援研修会

- ・新型コロナウイルスの影響により開催せず、中山間直接支払についての書類配布に変更。

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査（12月～令和3年3月実施）

- ・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

中山間地域等直接支払交付金 市町村別交付額一覧表

市町村名	令和元年度実績			令和2年度実績見込			増 減		
	交付面積	交付額	協定数	交付面積	交付額	協定数	交付面積	交付額	協定数
	(ha)	(千円)	集落	(ha)	(千円)	集落	(ha)	(千円)	集落
白石市	140	25,220	9	134	23,997	8	▲ 6	▲ 1,223	▲ 1
角田市	58	12,197	4	47	9,896	4	▲ 11	▲ 2,301	0
七ヶ宿町	209	19,061	6	172	15,721	5	▲ 37	▲ 3,340	▲ 1
川崎町	33	2,632	2	33	2,617	2	0	▲ 15	0
丸森町	558	71,389	26	548	71,462	26	▲ 10	73	0
仙台市	191	15,473	13	182	16,980	11	▲ 9	1,507	▲ 2
大和町	45	7,354	2	44	7,322	2	▲ 1	▲ 32	0
大崎市	87	13,600	12	87	14,433	12	0	833	0
加美町	56	8,161	9	52	7,730	8	▲ 4	▲ 431	▲ 1
栗原市	526	108,181	73	498	104,745	66	▲ 28	▲ 3,436	▲ 7
登米市	18	2,841	4	11	2,409	1	▲ 7	▲ 432	▲ 3
気仙沼市	291	44,192	59	270	34,616	53	▲ 21	▲ 9,576	▲ 6
南三陸町	102	14,419	15	88	8,270	14	▲ 14	▲ 6,149	▲ 1
合計	2,314	344,720	234	2,166	320,198	212	▲ 148	▲ 24,522	▲ 22

第1期対策から第5期対策までの実績

	協定数	取組市町村数	交付面積 (ha)	総事業費 (千円)
1期対策 (H12-H16) H16実績	328	21	2,613	387,296
2期対策 (H17-H21) H21実績	253	14	2,182	287,527
3期対策 (H22-H26) H26実績	232	13	2,100	294,958
4期対策 (H27-H31) R1実績	234	13	2,314	344,720
5期対策 (R2-R6) R2実績見込	212	13	2,166	320,198

2. 令和3年度計画について

(1) 取組み面積等

組織数	取組面積 (ha)	交付額 (百万円)
(2 1 2)	(2, 1 6 6)	(3 2 2)
2 1 2	2, 2 1 3	3 3 9

○取組市町村：13 市町村
 大河原管内：白石市，角田市，
 七ヶ宿町，川崎町，
 丸森町
 仙台管内：仙台市，大和町
 大崎管内：大崎市，加美町
 栗原管内：栗原市
 登米管内：登米市
 気仙沼管内：気仙沼市，南三陸町

※上段（ ）は，令和2年度実績見込値。

下段の令和3年度要望は，市町村要望調査（R3.2月時点）に基づく

○主な変更内容

取組面積の変更（丸森町，大崎市，加美町，栗原市，気仙沼市）
 交付単価の変更（丸森町，仙台市，大崎市，加美町，栗原市，気仙沼市）
 基礎単価（8割単価）から体制整備単価（10割単価）への変更

(2) 令和3年度事業計画について

①担当国会議，支援研修会等の実施

i) 活動組織支援研修会の開催

→ 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未開催となったが，令和元年度に引き続き，協定役員が多くが参加でき，より制度の理解向上と継続意欲の醸成を図るため，協定組織に対する研修会を開催する。また，令和2年度から第5期対策が開始され，10割単価の交付要件として集落戦略の作成が必要であることから，作成に向けた支援を行う。（別紙のとおり）

中山間地域等直接支払交付金制度に取り組む集落の構成員を対象に，第5期対策の制度説明や取組事例の紹介を行い，理解を深めてもらう。特に令和4年度までに集落戦略を作成した協定は，10割単価での交付が認められることから，5年後の土地利用を描きながら集落戦略の作成を行えるように，事例を交えながら作成方法を示すもの。

ii) 市町村担当国会議の開催

→ 国からの制度改正点等の伝達及び適正な事務処理について説明。

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査

・実施要領の運用に基づき，各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて，県地方振興事務所も同席して指導支援。

③事業の評価と推進課題の検討

i) 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

④実施状況の公表

i) 「令和2年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として，交付金の交付状況，活動の実施状況等について，県政情報センター及び県ホームページにより，公表予定。

3. 棚田地域振興法に係る宮城県の実施について

(1) 宮城県の棚田地域振興法関係の状況

令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）し、法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定された。貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的としている。棚田地域振興法における、指定棚田地域の指定を受けることにより、「棚田地域振興関連事業」の様々な優遇措置を受けることができる。

現在、県内に指定棚田地域はないが、地域の掘り起こしを進めている。

(2) 棚田地域の定義

- ①昭和25年2月1日における市町村（旧市町村）の区域
- ②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上あること

(3) 中山間地域等直接支払交付金における優遇措置

- ・特認地域の補助率嵩上げ

8法地域に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域（特認地域）は、指定棚田地域に位置づけられると、特認地域でなくなり、補助率が1/3から1/2になる。

- ・指定棚田地域振興活動加算

指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた場合、対象農用地（田：1/20以上、畑15°以上の急傾斜農用地）に対し、1万円/10aを加算。

以下の項目について1つずつ、3つ以上の目標を達成できなければ、遡及返還の必要がある。

- ①棚田等の保全
- ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
- ③棚田を核とした棚田地域の振興

(4) 個別に打合せを行った市町

白石市、角田市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、仙台市、大崎市、加美町、色麻町、栗原市、気仙沼市、南三陸町

(5) 単独事業でワークショップを開催している地域

棚田指定地域としての取組の可能性のある地域を選定し、令和元年度から行っているワークショップによる地域住民の共同活動の活性化を図る取組。

- ①丸森町 大内青葉 平均勾配：1/20 面積29.4ha
- ②丸森町 大張沢尻 平均勾配：1/6 面積2.2ha
- ③栗原市 蓬田 平均勾配：1/20 面積：18.7ha

(6) 今後の予定

- ・令和3年~~6~~8月～ 指定棚田地域の指定申請書提出：丸森町
- ・令和3年~~10~~12月～ 指定棚田地域振興活動計画認定申請書提出：丸森町

中山間地域等直接支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,900) 百万円

○ 第5期対策 (令和2～6年度) のポイント

- ① 対象地域に**棚田地域振興法の指定棚田地域** (保全を図る棚田等に限る) を追加
- ② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割 (基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付 (体制整備単価)〕

- ③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**
- ④ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し** 等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜 (傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜 (傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等 (地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

集落戦略の作成推進について

令和2年度から新たな第5期対策が開始され、各協定で集落戦略を令和4年度までに作成することを要件に10割単価の交付が認められています。

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する、集落全体の指針です。

－集落戦略の項目－

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ○協定農用地の将来像 | ○具体的な対策に向けた検討 |
| ○協定農用地の将来像を踏まえた
集落の現状 | ○今後の対策の具体的内容
及びスケジュール |
| ○集落の現状を踏まえた対策の方向性 | ○農業生産活動等の継続のための
支援体制 |

(1) 目標（ねらい）について

集落戦略の作成を通して、各集落において5年後の集落の姿を話し合うことで、集落での課題の情報共有を図り、解決に向けた活動に繋げることが可能となる。

また、10割単価の交付によって、共同取組活動の充実を図り、農業生産活動の継続化に向けた取組が可能となる。

(2) 集落機能強化推進研究会について

国では、集落戦略の作成・実践にあたり、国・県（宮城県，他7県）・市町村（大崎市，栗原市，他8市町）で構成する「集落機能強化推進研究会」を発足させた。

国・県・市町村が一体となって、「集落戦略の話し合い」、「集落戦略で設定した課題の具体的な解決方策の検討と実践」を実施して、生じた問題・懸案事項について解決策を検討し、これら得られた知見をガイドラインとして取りまとめるもの。

県内の大崎市，栗原市をモデル地域として、集落戦略の作成に向け支援を行うこととしている。